

### Ⅲ. 金属産業における賃金・労働条件の動向

2003年1月には、5.47%まで悪化した完全失業率は、緩やかに回復を続け、依然として高水準ではあるものの、2005年には4%台前半へと厳しさが和らいでいる。景気回復を反映して、雇用の不足感が強まり、正社員の採用も増加している。

しかしながら、パート・有期雇用、派遣・請負等労働者などが雇用に占める比率は、依然として拡大が続いている。また、長期にわたる新卒採用の抑制等によって、若年者の雇用が所得の低い層に多様化しており、こうした状況が続けば、若年者の職業能力が蓄積されずに、中長期的な競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊や、社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大等深刻な社会問題を引き起こすことも懸念されている。

また、2000年以降、賃金水準の低下や、総実労働時間の増加など、労働条件が悪化している。金属産業の賃金水準も低下傾向となり、依然として全産業平均を下回っている。労働分配率も中期的に低下傾向となっており、先進国の中でも低水準に留まっている。

労働市場の変化に対応し、公正処遇を確立するために、社会的なインフラの整備が課題となっている。厚労省は、職業能力評価の社会基盤を作るべく、「包括的職業能力評価制度整備事業」に取り組み、社会経済生産性本部は「能力・仕事別賃金実態調査」によって、従来の年功基準に変わる職種別の賃金情報の整備に取り組んでいる。

こうした中で、仕事・役割重視、絶対水準を重視した大きくくり職種別賃金水準形成の取り組みや企業内最低賃金協定の締結、法定産業別最低賃金の取り組みによって、公正な労働条件決定の確立に取り組んでいくことが必要とされている。

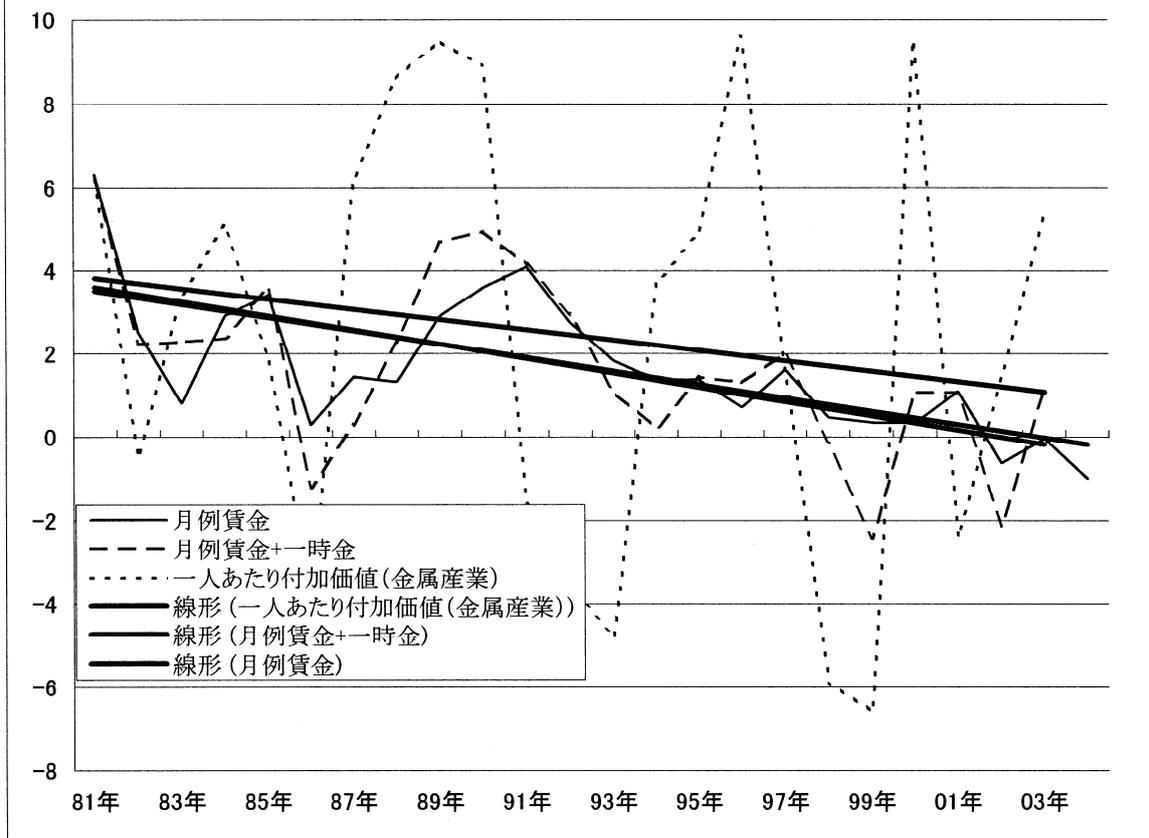
#### 1. 賃金の現状

##### (1) 賃金全体の推移

金属労協集計対象A組合の賃金において、前年比較可能な単組における変化率を平均すると、2002年以降マイナスになっている。また、近似線による傾向を見ると、金属産業における1人あたり付加価値の傾向に比べ、月例賃金・年間総収入ともに伸び率の傾向が下回っている。(図表28)

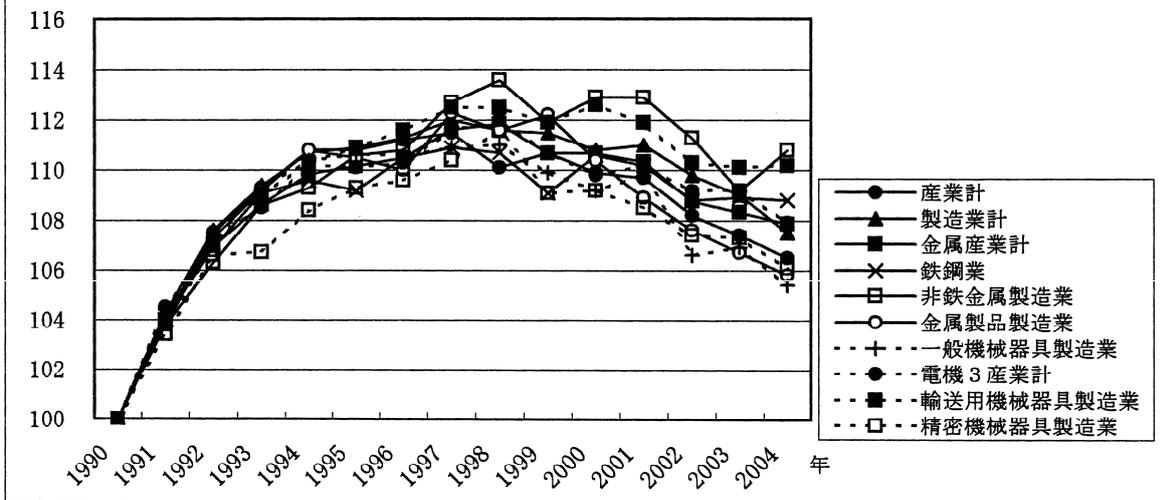
また、賃金構造基本統計調査で、労働力構成(性・学歴・年齢・勤続)を同一条件として、産業別の所定内賃金水準の推移をみると、2000年以降、所定内賃金水準の低下が続いている。(図表29)

図表28 IMF-JC集計対象A組合賃金推移(対前年比・35歳標労・実在者モデル)



- (注) 1. 資料出所: IMF-JC加盟各組合労働諸条件一覧、財務省「法人企業統計調査」  
 2. 「月例賃金」・「月例賃金+一時金」は、前年比較可能な単組における前年比を算出し、変化率を平均したもの。  
 3. 「一人あたり付加価値(金属産業)」は、金属産業における、  
 (減価償却費+特別減価償却費+純付加価値額)/従業員数の対前年比。

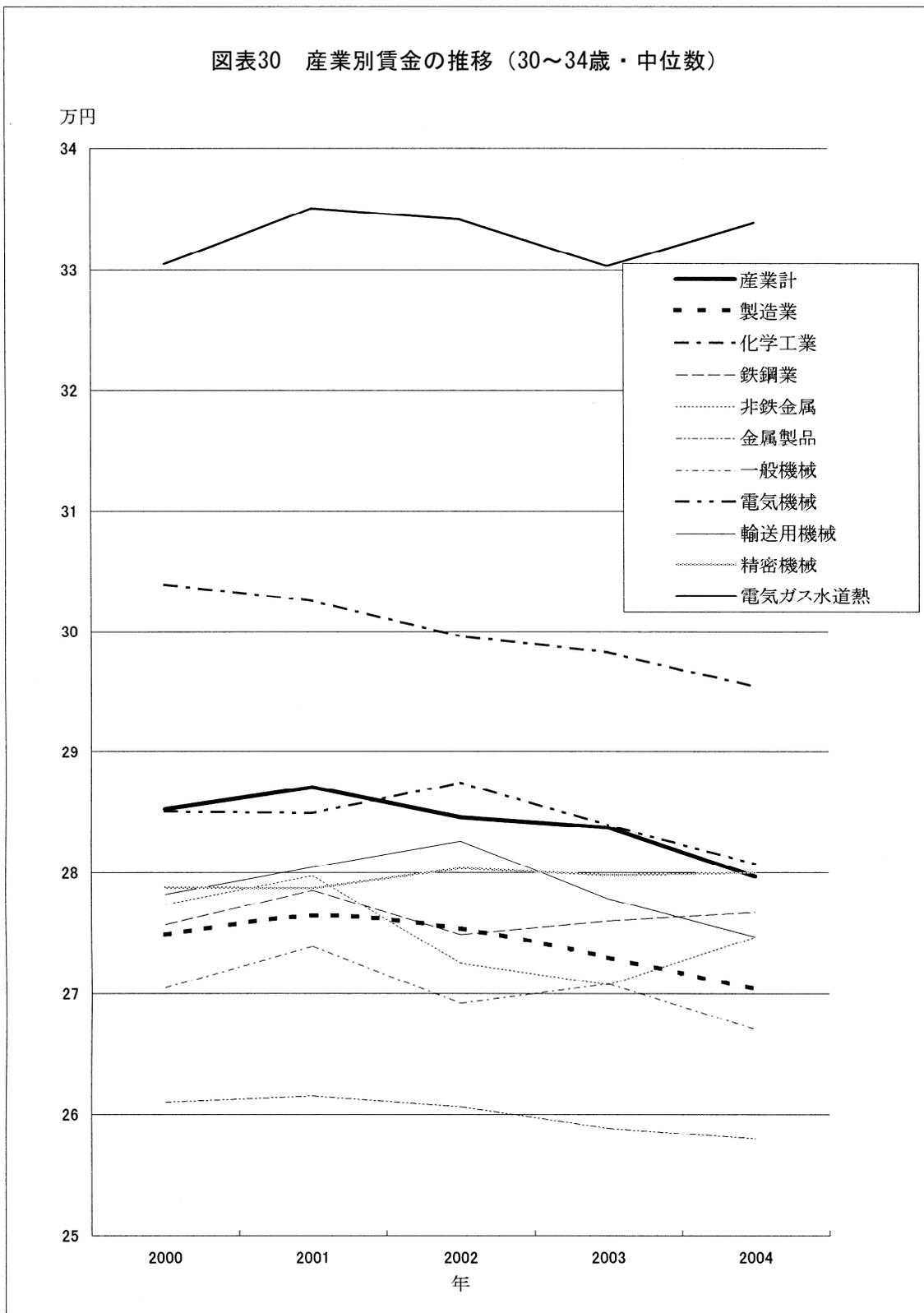
図表29 所定内賃金水準の推移



- (注) 1. 資料出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より連合で作成。  
 2. 性・学歴・年齢・勤続を同一条件とするパーセンテージ比較を、90年対各年で行い、比較指数を算出。  
 3. 金属産業の数値は、鉄鋼業～精密機械器具製造業の単純平均。  
 4. 電機3産業は、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業。

(2) 賃金構造基本統計調査からみた産業別賃金比較

賃金構造基本統計調査において、2000年以降、各産業における30～34歳の中位数を見ると、産業によって2004年に回復傾向が垣間見えるものの、全体としては低下傾向にある。また、金属産業の各産業は、総じて全産業平均よりも低い水準にある。(図表30)



(注) 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」よりJC労働政策局作成

賃金構造基本統計調査で、労働力構成（性・学歴・年齢・勤続）を同一条件とした産業間の賃金格差は、産業計を100とした場合、2004年の金属産業計は96.5となり、2003年の96.3から産業計に対する比率が高まっている。これは、金属産業の所定内賃金が低下しつつも、産業計の所定内賃金が大幅に低下したことから、その比率が相対的に高まったことによるものと考えられる。（図表31）

図表31 パーシェ式で算出した所定内賃金の産業別比較

	85	88	90	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04
産業計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
製造業計	95.8	94.6	94.5	94.4	94.5	94.4	94.4	94.5	94.7	94.7	95.0	95.1	95.5	95.9	95.9	95.3
金属産業計	97.5	95.6	95.8	95.2	95.0	94.8	95.1	95.1	95.6	95.9	95.4	96.0	96.0	96.2	96.3	96.5
鉄鋼業	100.4	95.6	95.0	94.8	94.7	93.8	93.5	93.9	93.8	93.8	93.1	94.7	94.7	95.6	95.9	96.6
非鉄金属製造業	95.7	93.8	94.2	93.3	93.7	92.8	94.0	93.6	95.0	95.9	94.9	96.2	96.3	96.6	95.5	97.3
金属製品製造業	96.2	95.7	95.7	94.8	95.1	94.8	94.2	93.8	95.0	94.8	95.3	94.8	93.6	94.0	93.6	93.3
一般機械器具製造業	97.0	95.9	96.8	96.5	96.7	96.3	96.6	95.9	95.8	96.1	95.9	95.9	96.5	95.3	96.2	95.5
電機3産業計	96.4	95.1	95.6	95.3	94.8	95.6	95.6	96.3	96.9	96.8	96.7	96.8	97.8	98.0	98.7	98.4
輸送用機械器具製造業	98.1	96.5	96.2	95.6	95.7	95.6	95.8	96.2	96.3	96.5	96.5	97.5	97.2	97.6	97.8	98.4
精密機械器具製造業	98.9	96.8	97.1	96.0	94.5	95.0	96.0	95.9	96.2	97.3	95.5	95.8	95.8	96.4	96.7	96.3

(注)1. 資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より連合で作成。

2. 各年について産業計企業規模計を100としたパーシェ式（性、学歴、年齢、勤続同一条件）によって算出。

3. 金属産業の数値は、鉄鋼業～精密機械器具製造業の単純平均。

4. 電機3産業は、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業。

同様に、標準労働者の年齢ポイント別所定内賃金を比較すると、産業計を100とした金属産業の水準は、35歳・高卒・男子が95.5、35歳・大卒・男子が96.4となった。（図表32）

### (3) 年齢による賃金構造の変化

賃金構造基本統計調査において、産業別・規模別に年齢帯ごとの特性値を使い、賃金カーブとした。産業によって若干の違いはあるものの、以下のような傾向がある。①2000年に対し、2004年は賃金が低下した。②賃金の低下は、中規模・小規模において顕著に見られ、1,000人以上の企業においてはほぼ変わらない水準である。（図表33）

### (4) 成果還元の実情と国際比較

2004年の労働分配率（1人あたり雇用者報酬÷就業者1人あたりGDP）は61.6%となり、中期的に低下傾向となっている。労働経済白書で示された国民経済ベースの労働分配率の算出方法のいずれにおいても、2001年以降は低下が明らかになっている。（図表34、35）

一方、1人あたりの付加価値の推移を産業ごとにみると、2001年、2002年と低下した付加価値が、2003年には回復している。とりわけ金属産業では、産業計の76.6万円を大きく上回り、92.6万円となっている。（図表36）

図表32 標準労働者年齢ポイント別所定内賃金の産業間比較

(百円・%)

		18歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
高卒男子	産業計	1573	1909	2176	2634	3093	3515	3912	4285	4633	4958
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	製造業計	1630	1870	2100	2532	2961	3360	3742	4109	4460	4795
		103.6	98.0	96.5	96.1	95.7	95.6	95.7	95.9	96.3	96.7
	金属産業計	1626	1876	2107	2534	2956	3345	3716	4068	4401	4716
		103.4	98.3	96.9	96.2	95.5	95.2	95.0	94.9	95.0	95.1
	鉄鋼業	1665	1933	2169	2591	2993	3340	3650	3923	4158	4356
		105.8	101.2	99.7	98.4	96.8	95.0	93.3	91.5	89.7	87.9
	非鉄金属製造業	1659	1904	2130	2542	2942	3310	3656	3980	4283	4565
		105.5	99.7	97.9	96.5	95.1	94.2	93.5	92.9	92.4	92.1
	金属製品製造業	1672	1862	2066	2464	2851	3198	3523	3825	4104	4361
		106.3	97.5	95.0	93.6	92.2	91.0	90.1	89.3	88.6	88.0
	一般機械器具製造業	1571	1848	2081	2494	2911	3297	3666	4017	4349	4664
		99.9	96.8	95.7	94.7	94.1	93.8	93.7	93.7	93.9	94.1
電機3産業計	1585	1847	2086	2532	2992	3443	3896	4351	4807	5265	
	100.8	96.7	95.9	96.1	96.7	98.0	99.6	101.5	103.7	106.2	
輸送用機械器具製造業	1721	1924	2154	2610	3057	3457	3834	4189	4521	4830	
	109.4	100.8	99.0	99.1	98.8	98.4	98.0	97.8	97.6	97.4	
精密機械器具製造業	1508	1813	2063	2502	2944	3369	3784	4190	4585	4971	
	95.9	94.9	94.8	95.0	95.2	95.9	96.7	97.8	99.0	100.3	
大卒・男子	産業計	-	2094	2327	2945	3726	4478	5152	5671	5959	5938
		-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	製造業計	-	2073	2277	2818	3551	4333	5054	5621	5931	5883
		-	99.0	97.9	95.7	95.3	96.8	98.1	99.1	99.5	99.1
	金属産業計	-	2107	2295	2843	3592	4376	5091	5623	5859	5683
		-	100.6	98.7	96.6	96.4	97.7	98.8	99.1	98.3	95.7
	鉄鋼業	-	2192	2321	3008	3925	4759	5491	5914	5868	5192
		-	104.7	99.7	102.1	105.4	106.3	106.6	104.3	98.5	87.4
	非鉄金属製造業	-	2160	2347	2936	3790	4687	5485	6047	6229	5891
		-	103.1	100.9	99.7	101.7	104.7	106.5	106.6	104.5	99.2
	金属製品製造業	-	1953	2256	2725	3318	3963	4536	4989	5253	5257
		-	93.3	96.9	92.5	89.1	88.5	88.0	88.0	88.1	88.5
	一般機械器具製造業	-	2076	2232	2719	3355	4032	4688	5241	5614	5727
		-	99.1	95.9	92.3	90.1	90.1	91.0	92.4	94.2	96.5
電機3産業計	-	2101	2347	2932	3698	4526	5288	5891	6232	6208	
	-	100.3	100.9	99.6	99.2	101.1	102.6	103.9	104.6	104.6	
輸送用機械器具製造業	-	2113	2253	2721	3518	4455	5316	5944	6163	5797	
	-	100.9	96.8	92.4	94.4	99.5	103.2	104.8	103.4	97.6	
精密機械器具製造業	-	2152	2313	2864	3536	4211	4833	5337	5652	5711	
	-	102.7	99.4	97.3	94.9	94.0	93.8	94.1	94.8	96.2	

(注)1. 資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より連合で作成。

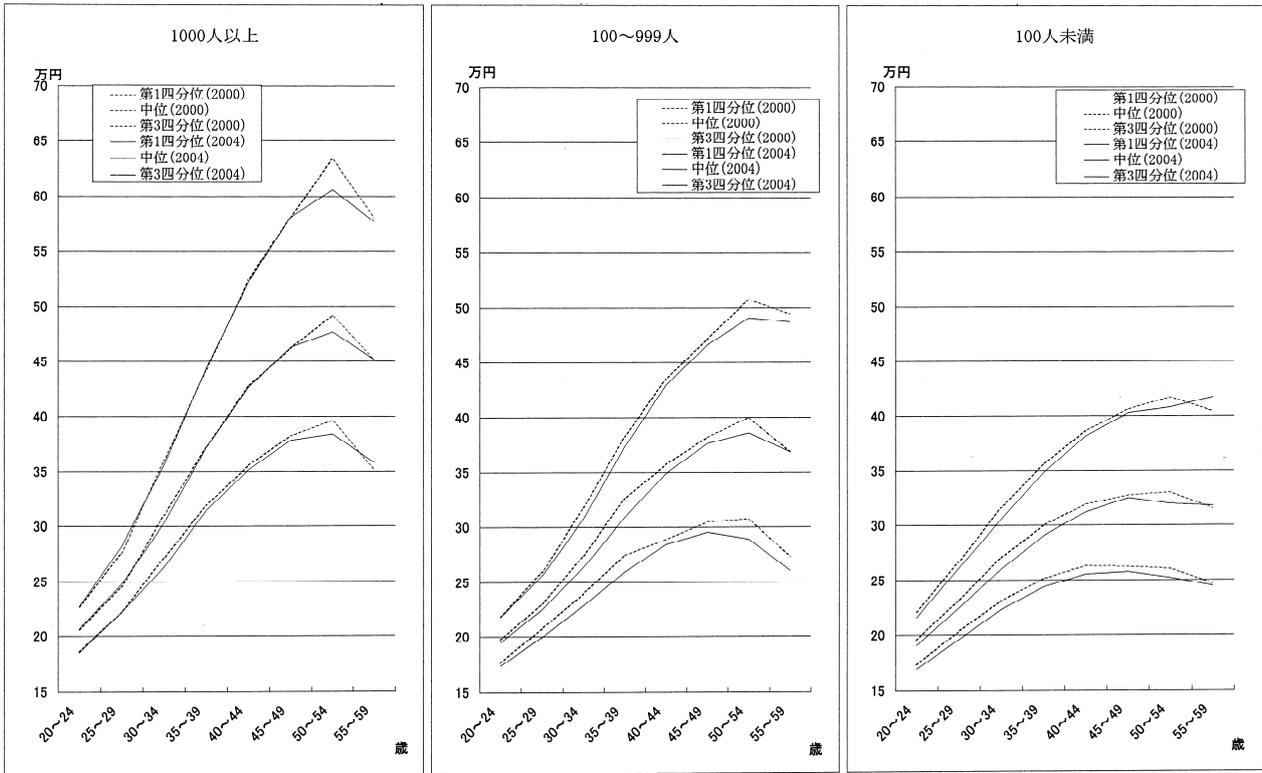
2. 回帰分析の手法で推計値を算出。

3. 金属産業の数値は、鉄鋼業～精密機械器具製造業の単純平均。

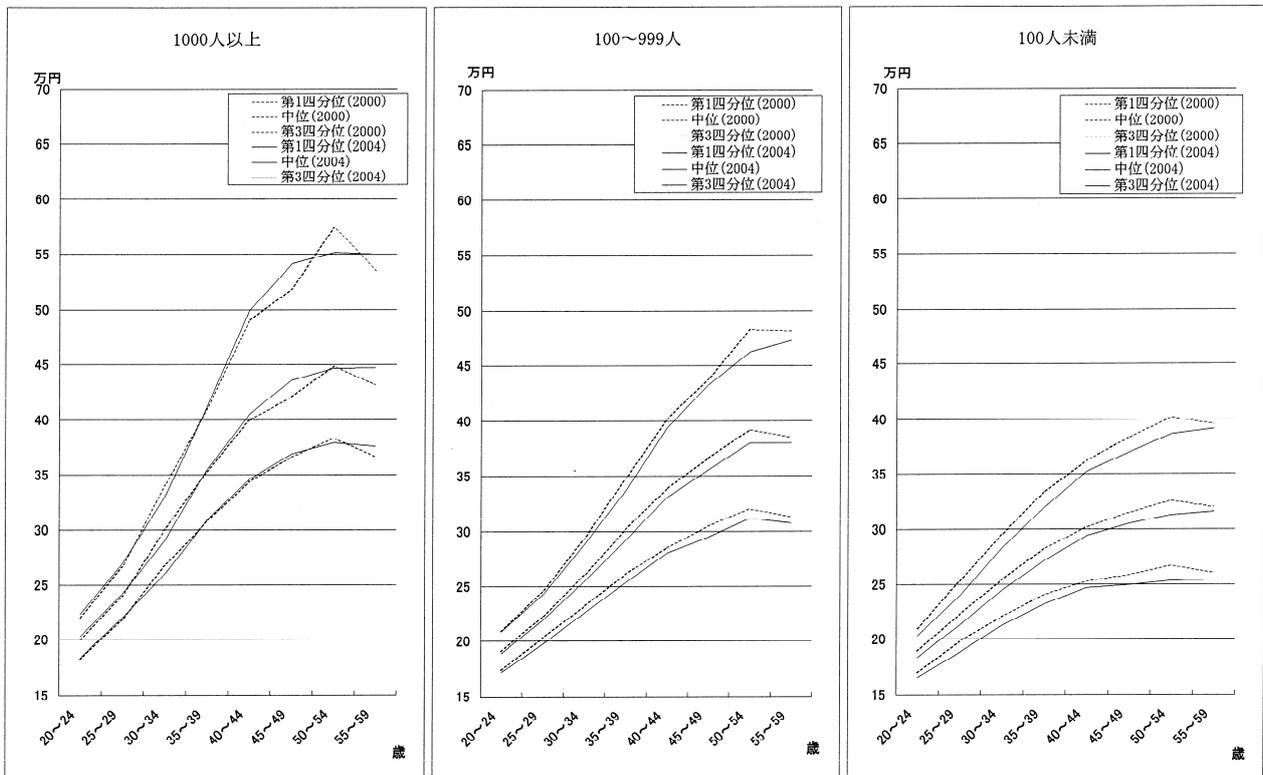
4. 電機3産業は、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業。

図表33 産業別・規模別賃金カーブ（職種計・男子）

産業計

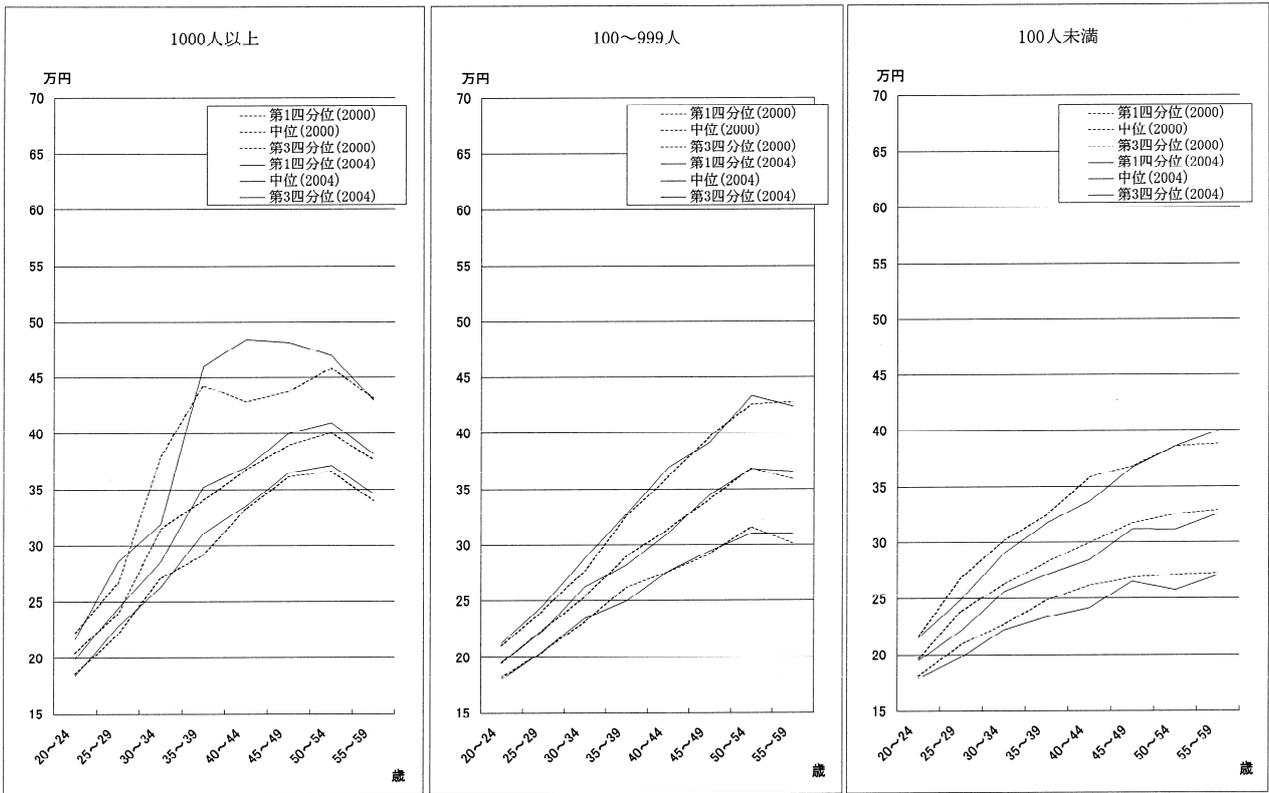


製造業

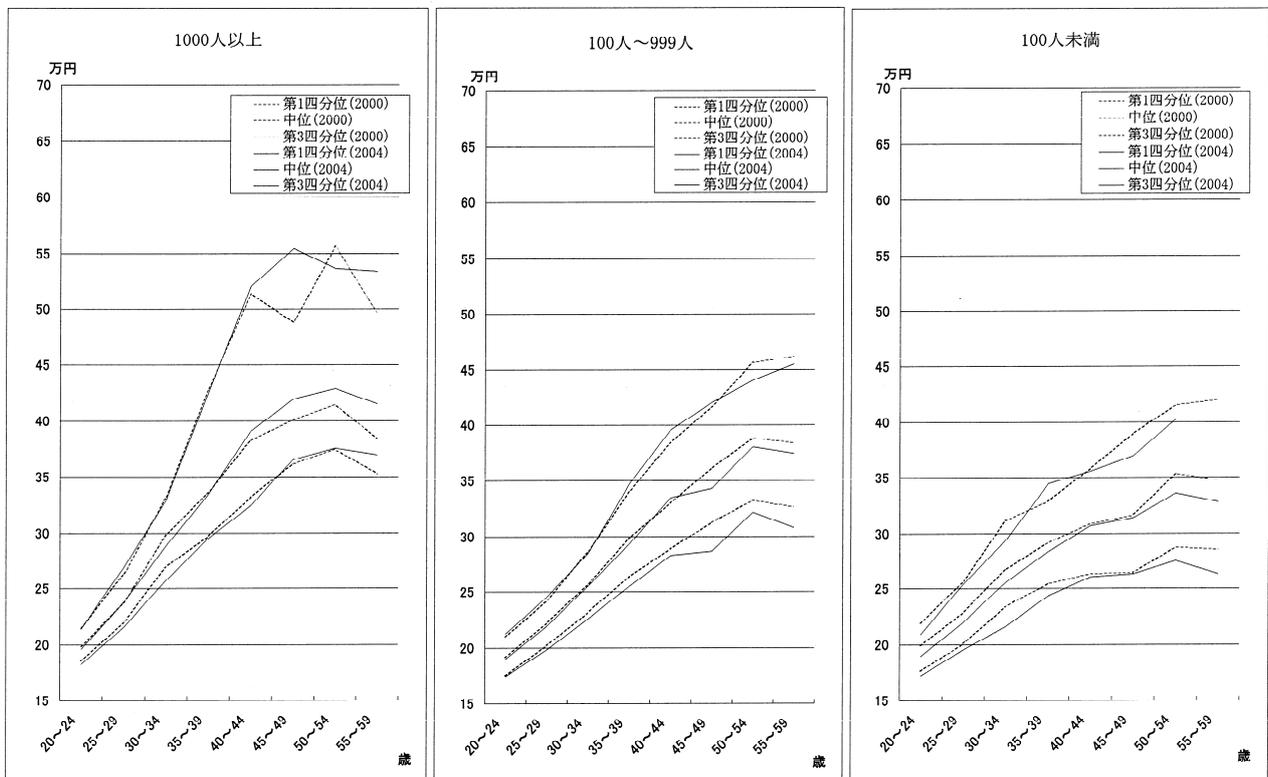


(注) 資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より J C 労働政策局作成

## 鉄鋼業

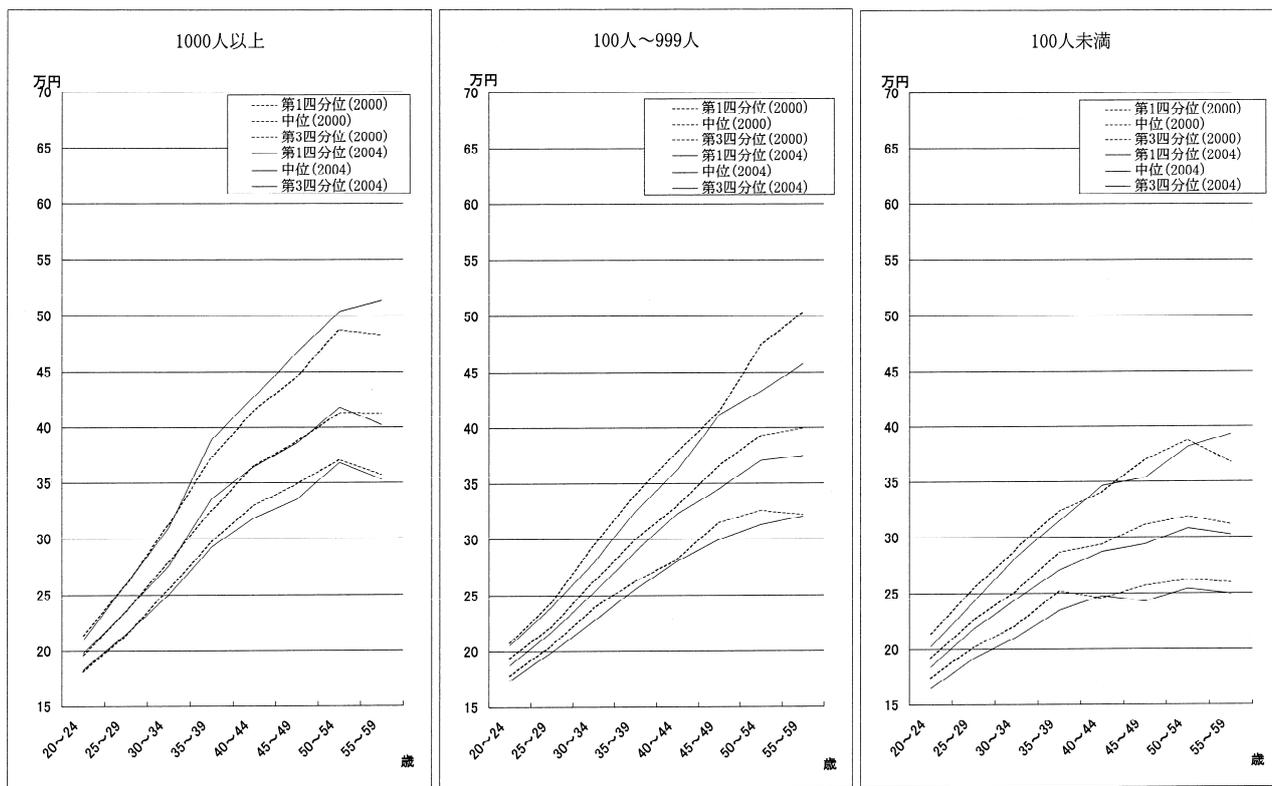


## 非鉄金属製造業

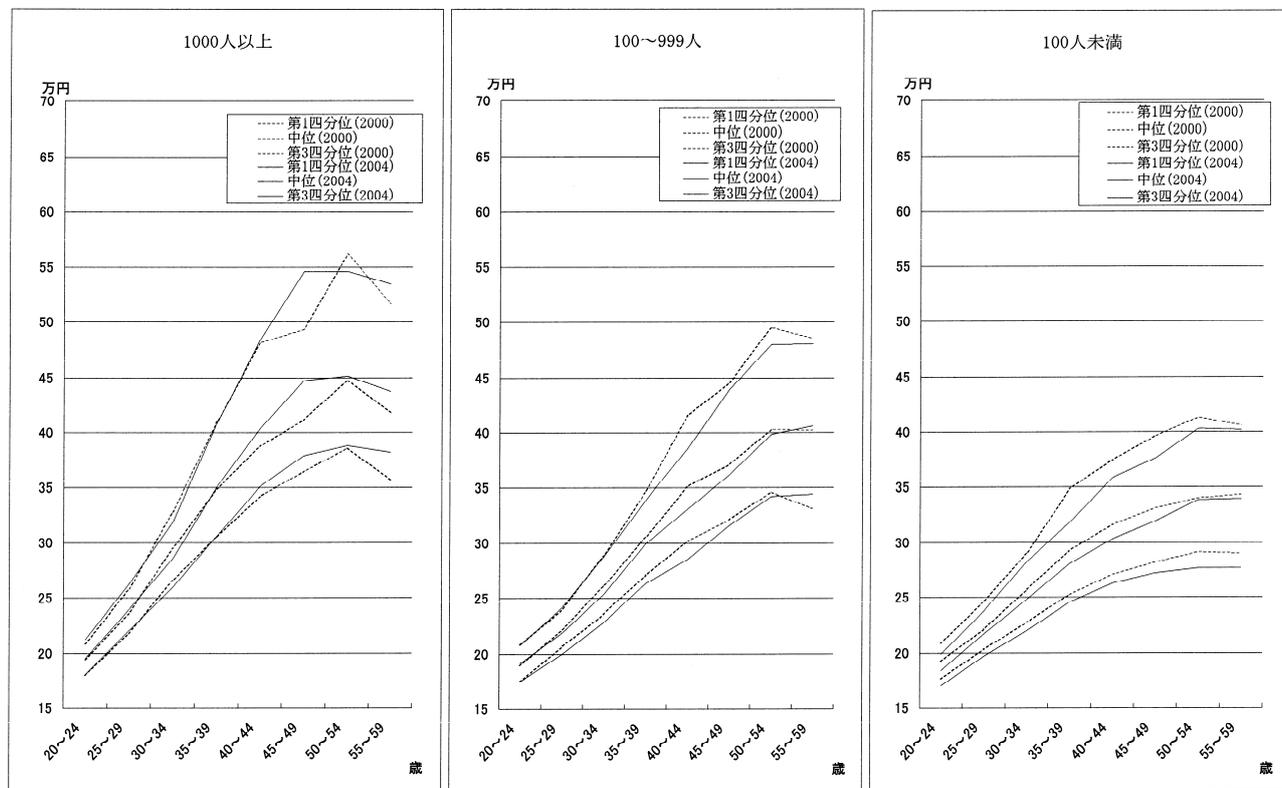


(注) 資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より J C 労働政策局作成

## 金属製品製造業

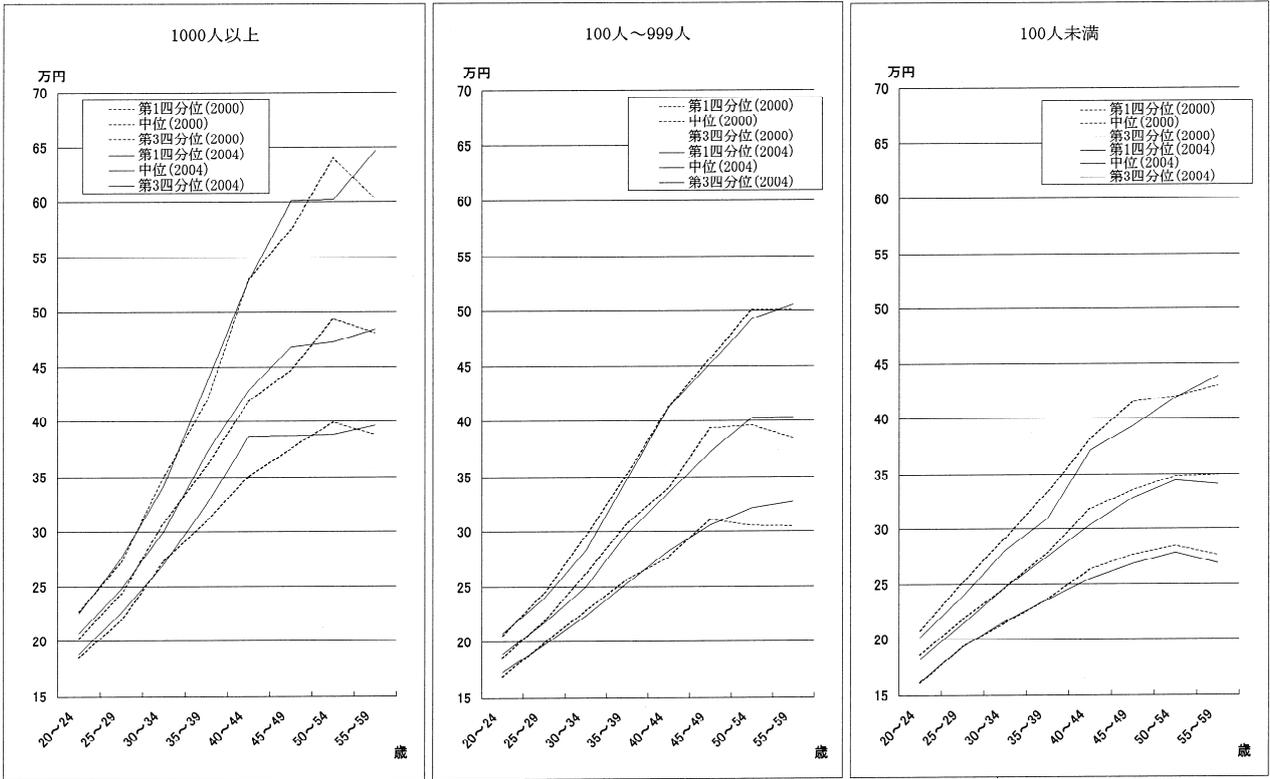


## 一般機械器具製造業

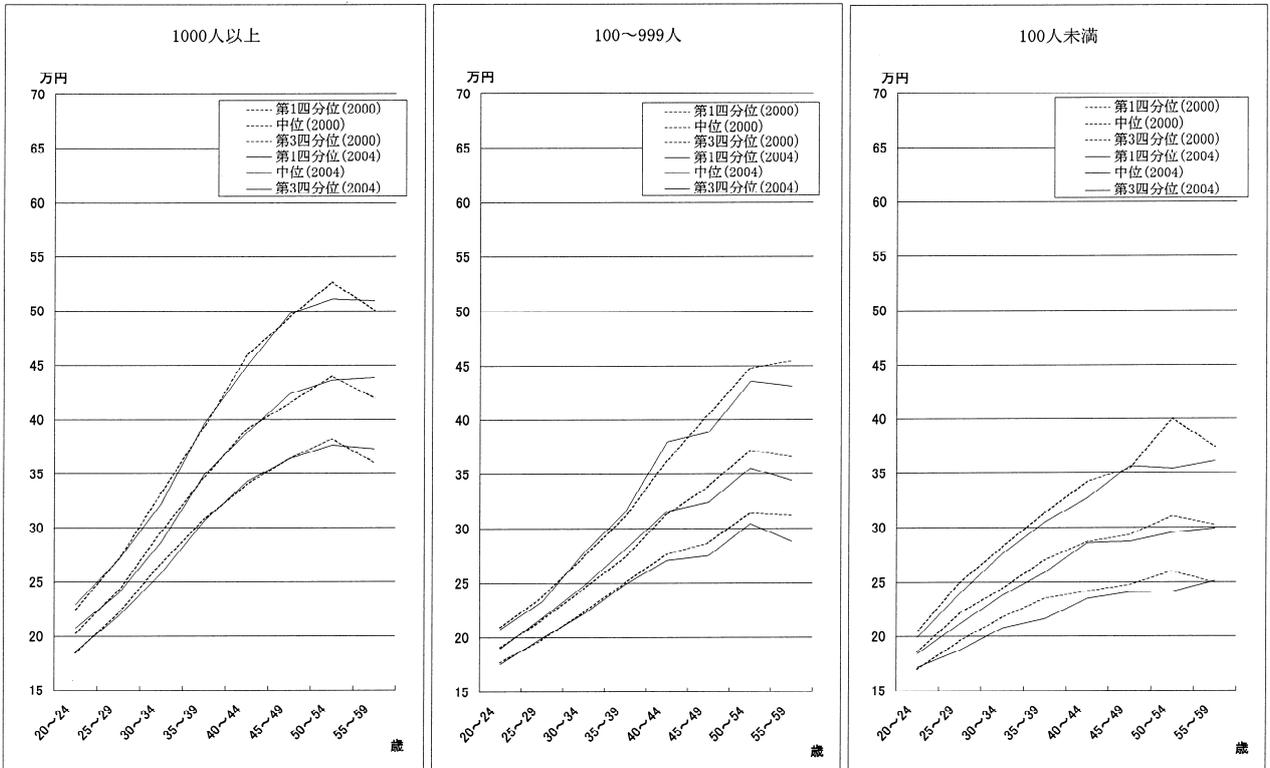


(注) 資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より J C 労働政策局作成

## 電気機械器具製造業

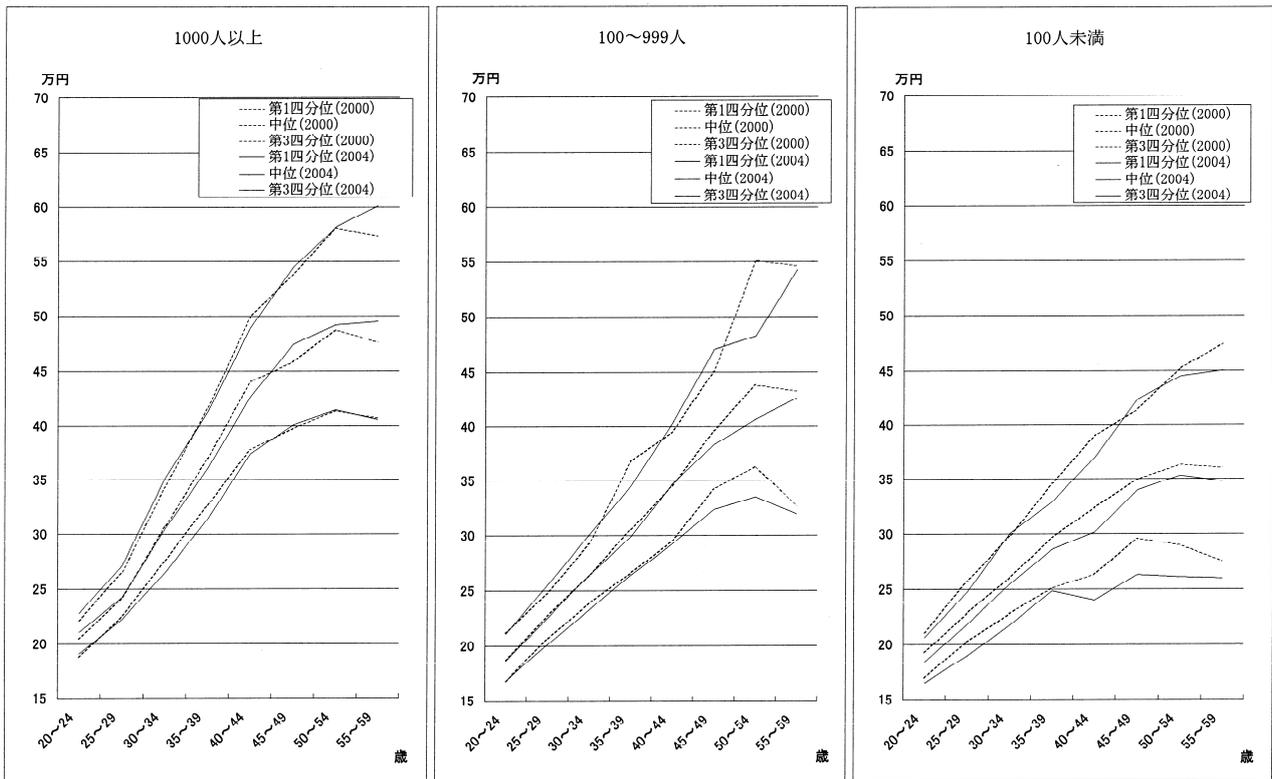


## 輸送用機械器具製造業

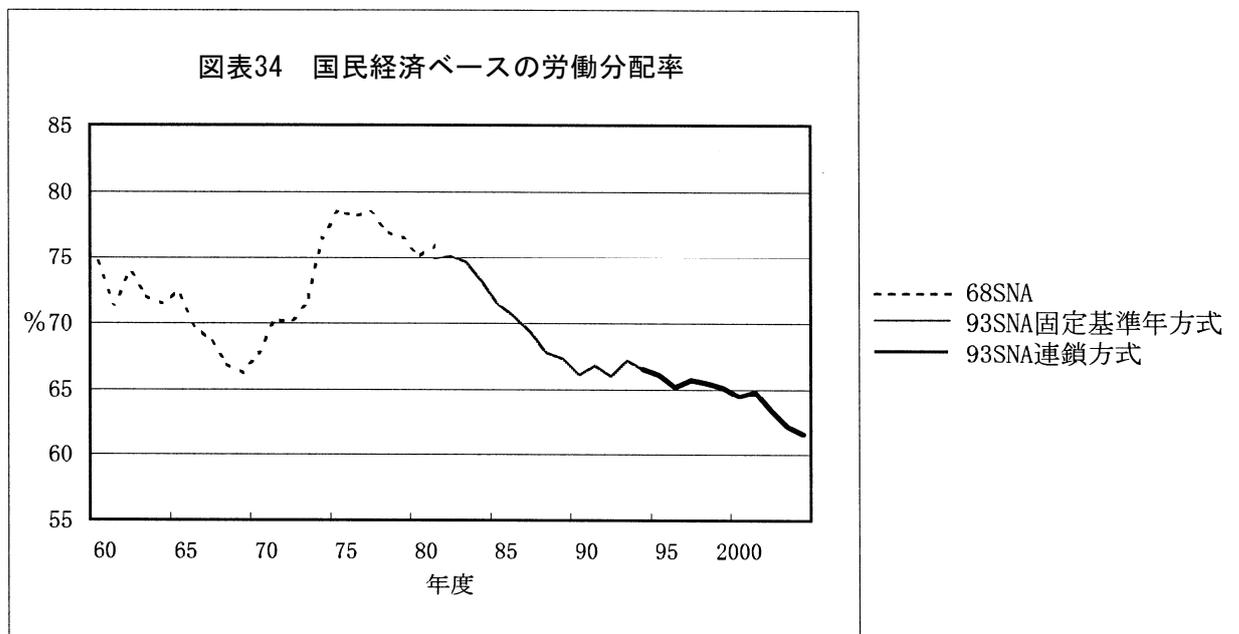


(注) 資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より J C 労働政策局作成

### 精密機械器具製造業



(注) 資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より J C 労働政策局作成

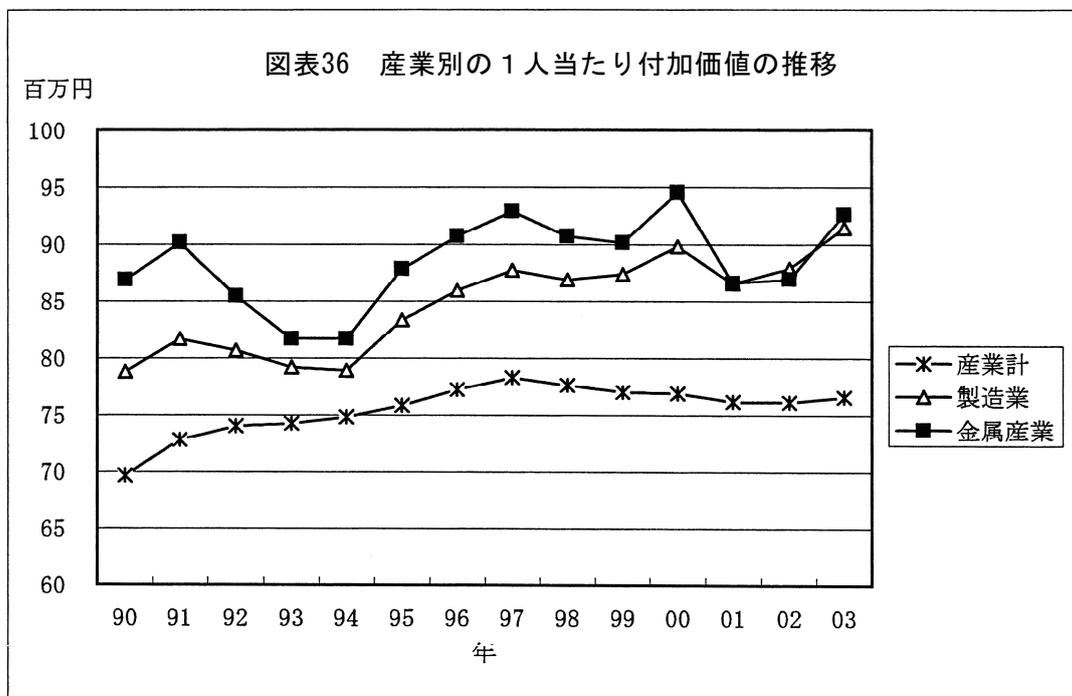


(注) 1. 資料出所：内閣府、総務省資料より金属労協で作成。  
 2. 労働分配率は「雇用人 1 人あたり名目雇用人所得 / 就業者 1 人あたり名目 GDP」

図表35 国民経済ベースの労働分配率指標の推移

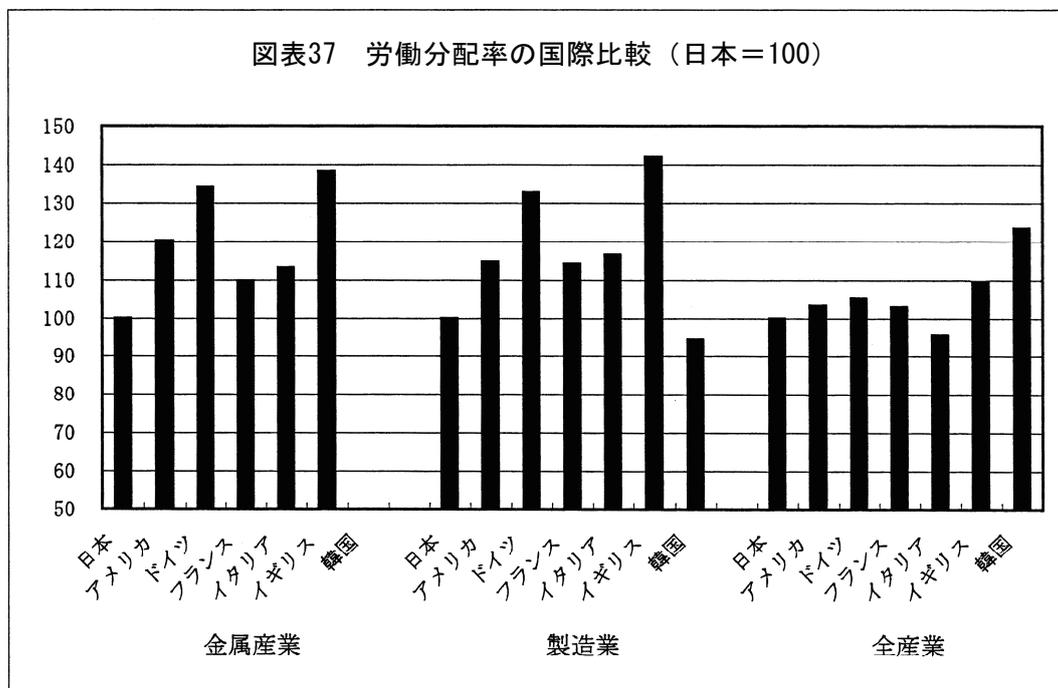
年度	① 1人あたり雇用者報酬÷就業者 1人あたり国民所得	② 雇用者報酬÷ (雇用者報酬+ 法人企業所得)	③ 雇用者報酬÷ (国民所得一個 人企業所得)	④ 1人あたり雇用者報酬÷就業者 1人あたりGDP	⑤ 雇用者報酬÷国民所得
1994年度	87.4	89.4	80.4	66.6	71.0
95	88.3	88.8	81.6	66.1	72.2
96	86.7	86.3	80.4	65.2	71.2
97	87.5	87.1	81.6	65.7	71.9
98	88.5	87.8	82.9	65.5	73.0
99	88.7	87.8	83.9	65.1	73.1
2000	87.3	85.7	82.0	64.4	72.7
01	88.2	85.6	83.5	64.8	73.9
02	87.1	85.8	83.5	63.4	73.5
03	84.6	83.8	81.5	62.2	71.5
04				61.6	

(注) 1. 内閣府・総務省資料より作成。  
 2. 就業者数・雇用者数は労働力調査ベース。  
 3. 金属労協では、従来から④の労働分配率を重視している。  
 一般的には⑤が使われるが、分母に自営業者などの雇用者以外の所得が含まれるため、自営業者の比率の低下により、趨勢的に労働分配率が上昇する傾向がある。①～④はそうした問題は生じないが、①～③については、分母に本来含まれるべき減価償却が含まれないという問題がある。



(注) 1. 資料出所「国民経済計算年報 2005年版」  
 2. 1人あたり付加価値は、産業別名目国内総生産÷産業別就業者数

金属産業の労働分配率を国際比較すると、日本が61.8%であるのに対して、アメリカ74.3%、ドイツ83.0%、フランス76.9%、イタリア70.0%、イギリス85.5%となり、日本の労働分配率は他の先進各国を大きく下回っている。(図表37)



(注) 1. 資料出所:OECD「National Account of OECD Countries」2005 Edition  
 2. 労働分配率は、雇用人1人あたり雇用人報酬÷就業者1人あたり付加価値  
 3. 対象年は、イギリスは2001年、ドイツの金属産業は2002年、フランスの製造業と全産業、イタリアの全産業は2004年、他は2003年。

## (5) JCミニマムの動向

### ① JCミニマム(35歳)

金属労協は、2003年闘争より「JCミニマム(35歳)」を設定し、35歳における金属労協傘下組合員の最低到達目標基準として、将来的にこれ以下はなくしていく運動を展開している。水準設定にあたっては、35歳4人世帯の最低生計費と、35歳の賃金実態を総合的に勘案しており、具体的には下記の水準を参考としている。(図表38)

生計費研究会が、人事院「標準生計費」に基づき、35歳・4人世帯(配偶者・子5歳・4歳)、有業者1人・全国平均モデルにおける標準生計費を算出しているが、最低生計費の考え方から、その8割とすると、月あたり219,022円となる。

総務省「家計調査」では、勤労者世帯(4人世帯・有業者1人)・全国モデルにおける消費支出の実態を参考としています。一時金年間4カ月を前提に、ほぼ第1十分位に相当する第1五分位階級の平均をみると、月あたりの必要賃金は197,609円となる。また、同様にほぼ中位数に相当する第3五分位階級の平均について、最低生計費の考え方から8割の水準をみると、月あたり246,603円となっている。

図表38 「J Cミニマム (35歳)」 設定基礎資料

	消費支出のみ a	社会保険料込 b (a÷0.9)	年間生計費 c (b×12)	賃金実態	月当り必要賃金 d (c÷16)
標準生計費 (人事院)	246,400	273,778	3,285,333		
最低生計費	197,120	219,022	2,628,267		
家計調査 (総務省)	237,131	263,479	3,161,747		197,609
生活保護基準 (厚生労働省)	295,923	328,803	3,945,640		246,603
連合「最低生計費」	242,300	269,222	3,230,667		201,917
課税最低限 (財務省)	276,812	307,569	3,690,827		230,677
賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)				204,900	
J C全単組調査 (標労または実在者)				239,200	
				223,705	
				230,500	
				222,540	

(注) 1. 標準生計費は、人事院の標準生計費に基づき、生計費統計研究会で35歳の標準生計費を算出。

2. 生活保護基準は、生計費統計研究会が2004年度基準で試算。

3. 連合「最低生計費」を、総務省「全国物価統計調査」による地域差指数を用いて試算すると、全国平均は222,446円、最も物価水準の低い沖縄県では212,659円。

4. 賃金構造基本統計調査は、超過労働手当を除き、通勤手当を含む全ての諸手当を含む。

5. J C全単組調査は、標準労働者(高卒・技能職・35歳・勤続17年・扶養3人)または実在者の賃金であり、超過労働手当、通勤手当を除く諸手当を含む。

また、連合が算出した最低生計費では、4人世帯（夫婦・小学生2人）、さいたま市のモデルで、月あたりの消費支出が276,899円となり、一時金4カ月を前提とすると、月あたりの必要賃金は230,677円となる。これを総務省「全国物価統計調査」による地域差指数を用いて試算すると、最も物価水準の低い沖縄県で212,659円となる。

一方、「賃金構造基本統計調査」で2004年の賃金実態をみると、製造業・10～99人規模・35～39歳・生産労働者（男）における、第1十分位の水準は204,900円、同様に第1四分位は、239,200円となっている。

また、金属労協が2000年に実施した全単組を対象とした賃金実態調査（対象組合3,738組合中1,406組合のデータ）をみると、標準労働者（高卒・35歳・勤続17年・技能職）または実在者の賃金実態は、規模計の第1十分位が230,500円、300人未満の第1十分位が222,540円となっている。

## ② 最低賃金協定

金属労協約3,500組合の2005年の最低賃金協定の締結状況は、18歳最低賃金の締結組合は1,187組合となり、3分の1程度の組合で締結されている。このうち、月額での締結が1,145組合であり、水準は150,369円となった。また、全従業員を対象とした最低賃金協定は、288組合が締結しており、月額での協定が142組合、日額が66組合、時間額が215組合となっている。（図表39）

図表39 18歳最低賃金協定

	18歳最低賃金協定						
	協定締結 組合数	月 額		日 額		時 間 額	
		組合数	金 額	組合数	金 額	組合数	金 額
電機連合	159	159	149,540	55	7,189	56	936
自動車総連	546	546	150,308	305	7,098	309	925
JAM	345	311	151,851	70	7,058	109	865
基幹労連	117	109	147,490	71	7,012	73	902
全電線	20	20	151,252				
JC平均・計	1,187	1,145	150,369	501	7,090	547	911

	全従業員協定						
	協定締結 組合数	月 額		日 額		時 間 額	
		組合数	金 額	組合数	金 額	組合数	金 額
電機連合	1	1	128,010	1	6,090	1	812
自動車総連	22	19	140,494	14	6,284	19	810
JAM	231	88	138,568	50	6,433	194	801
基幹労連	1	1	146,090	1	6,671	1	915
全電線	33	33	128,362				
JC平均・計	288	142	135,404	66	6,299	215	798

(注)1.2005年闘争におけるJC全体集計結果(2005年7月20日集計)

2.自動車総連は、7月最終集計以降締結組合数が65組合増加しているため、直近の集計とした。

### ③ 産業別最低賃金

2005年6月に、労働政策審議会労働条件分科会のもとに最低賃金部会が設置され、最低賃金制度の見直しについて論議が行われている。2005年12月もしくは2006年1月には報告書を取りまとめ、2006年通常国会への法案提出が見込まれる。産業別最低賃金制度の見直しが焦点となっており、労働側は、産業別最低賃金の役割・機能を継承・発展させる立場で審議に臨んでいる。

### (6) 一時金の動向

2005年の金属労協傘下組合の一時金は、年間5カ月以上または半期2.5カ月以上が19.2%、年間4.5カ月以上5カ月未満または半期2.25カ月以上2.5カ月未満が15.1%、年間4カ月以上4.5カ月未満または半期2カ月以上2.25カ月未満が24.7%、年間4カ月未満または半期2カ月未満が41.0%となった。金属労協が最低獲得水準としている4カ月を下回る組合は、2004年の49.1%からは大きく改善したものの、依然として4割以上を占めている。(図表40)

あらかじめ労使確認した算式に基づいて決定する業績連動方式を導入している組合は、2003年70組合、2004年133組合、2005年158組合と年々増加しており、一時金の取り組みの多様化が進んでいる。

図表40 一時金の決定状況

	2005年闘争	2004年闘争
要求組合	2,739 組合	2,785 組合
回答・集約組合	2,577 組合	2,714 組合
業績連動により決定する組合	158 組合	133 組合
年間5カ月以上または半期2.5カ月以上	459 組合 (19.2)	364 組合 (14.2)
年間4.5カ月以上5カ月未満 または半期2.25カ月以上2.5カ月未満	359 組合 (15.1)	352 組合 (13.7)
年間4カ月以上4.5カ月未満 または半期2カ月以上2.25カ月未満	590 組合 (24.7)	587 組合 (22.9)
年間4カ月未満または半期2カ月未満	977 組合 (41.0)	1,258 組合 (49.1)
昨年実績を月数または金額で上回った組合	1,262 組合 (57.9)	1,409 組合 (56.2)
横ばいの組合	454 組合 (20.8)	491 組合 (19.6)
下回った組合	464 組合 (21.3)	608 組合 (24.2)

(注)1. 2005年闘争におけるJC全体集計結果 (2005年7月20日集計)

## 2. 労働時間に関する動向

### (1) 金属産業の労働時間の動向

「毎勤統計」「賃金構造基本統計調査」からみた、金属産業生産労働者の年間総実労働時間は、2001年以降、長時間化が続いている。2004年の年間総実労働時間は、金属産業平均で2,086時間となり、3年連続で2,000時間を超えた。このうち超過労働は272時間となっている。産業ごとに総実労働時間をみると、一般機械器具製造業が2,171時間、自動車製造業が2,137時間、鉄鋼業が2,120時間、非鉄金属製造業が2,040時間、金属製品製造業が2,107時間、造船業が2,075時間、電気機械器具製造業等が2,012時間、精密機械器具製造業が1,990時間、電線・ケーブル製造業が1,959時間となっている。(図表41)

集計対象A組合の2004年度の総実労働時間は2,048時間となり、2003年度の2,021時間から26時間増加した。所定内実労働時間は1,780時間となったが、超過労働は年間267時間となり、時短5か年計画を策定した1989年の232時間を大きく上回る事となった。また、年次有給休暇の平均新規付与日数は20.7日となっているものの、取得日数は14.2日に留まり、取得率は68.6%となっている。(図表42)

### (2) 不払い残業の動向

不払い残業については、厚生労働省が2003年5月に「賃金不払残業総合対策要綱」および「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を示し、労働組合としても積極的に不払い残業撲滅に取り組んできた。2004年4月から2005年3月までの間に、是正指導を受けたうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金の支払いが行われた企業数は1,437企業、対象労働者数は169,111人、支払われた割増賃金の合計は226億1,314万円となった。2001年4月から2005年3月までの累計では、是正企業数は3,637企業、対象労働者数は498,959人、支払われた割増賃金の合計は618億6,497万円である。不払い残業は、労働基準法に違反するものであるばかりでなく、長時間労働や過重労働の温床ともなっており、その撲滅を図っていくことが必要である。

### (3) ホワイトカラーの労働時間法制見直しの動向

「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、「労働時間規制の適用除外の拡大」を検討することが決定した。2005年4月には厚生労働省内に有識者による研究会がスタートし、労働時間規制のあり方、裁量労働制のあり方、労働時間規制の適用除外のあり方、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等をテーマとしながら、アメリカのホワイトカラー・エグゼンプションを参考とした制度や裁量労働制について議論が行われている。2005年中には報告書が取りまとめられ、2006年には、労働政策審議会労働条件分科会での検討が開始される見込みとなっている。

図表41 年間総実労働時間の推移（生産労働者）

年	製造業		金属産業		鉄鋼業		非鉄金属		が電線・ケーブル		金属製品		一般機器		電気機器		輸送用機器		ウチ自動車		ウチ造船		精密機器	
	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外	総実	所定外
1961	2,454	311	2,500	456	2,538	496	2,508	456	2,536	349	2,536	349	2,574	402	2,389	260	2,521	476					2,399	211
62	2,387	252	2,401	361	2,408	376	2,396	361	2,459	284	2,459	284	2,453	292	2,324	202	2,411	497					2,350	174
63	2,370	248	2,397	382	2,417	386	2,404	382	2,462	304	2,462	304	2,442	295	2,303	199	2,416	395					2,316	169
64	2,352	251	2,383	393	2,418	410	2,403	393	2,419	298	2,419	298	2,435	319	2,269	196	2,428	416					2,302	170
65	2,303	214	2,309	333	2,354	352	2,357	333	2,368	248	2,368	248	2,336	241	2,190	137	2,354	348					2,252	144
66	2,322	236	2,348	362	2,372	377	2,372	362	2,402	288	2,402	288	2,394	304	2,232	179	2,402	402					2,264	156
67	2,328	257	2,367	397	2,444	456	2,383	397	2,412	322	2,412	322	2,419	341	2,236	198	2,416	427					2,224	161
68	2,312	256	2,349	408	2,430	449	2,389	408	2,384	310	2,384	310	2,400	331	2,227	206	2,383	404					2,215	161
69	2,276	254	2,302	412	2,389	439	2,364	412	2,342	305	2,342	305	2,348	318	2,185	208	2,329	389					2,170	152
70	2,242	238	2,260	379	2,332	395	2,330	379	2,324	295	2,324	295	2,336	311	2,125	173	2,305	371					2,146	146
71	2,207	200	2,204	294	2,234	294	2,274	319	2,294	264	2,294	264	2,240	227	2,080	137	2,266	320					2,117	112
72	2,200	198	2,202	320	2,208	263	2,272	320	2,281	269	2,281	269	2,234	228	2,106	151	2,252	311					2,096	115
73	2,183	214	2,197	329	2,231	312	2,258	329	2,251	260	2,251	260	2,239	266	2,087	173	2,264	348					2,075	124
74	2,071	152	2,073	203	2,144	263	2,075	203	2,105	167	2,105	167	2,116	191	1,955	100	2,130	248					2,002	89
75	2,006	114	1,972	112	1,951	133	1,930	112	1,920	115	1,920	115	1,957	108	1,922	84	2,029	163					1,944	66
76	2,088	155	2,083	178	2,010	148	2,084	197	2,086	203	2,086	203	2,098	179	2,051	146	2,119	233					2,035	110
77	2,092	163	2,092	189	2,026	161	2,071	194	2,108	230	2,108	230	2,128	209	2,029	131	2,152	266					2,032	113
78	2,108	173	2,100	196	2,026	161	2,122	236	2,189	304	2,177	214	2,134	209	2,068	163	2,129	244					2,020	112
79	2,138	197	2,143	232	2,083	206	2,154	269	2,210	319	2,228	247	2,179	246	2,104	197	2,177	290					2,059	137
80	2,143	209	2,158	253	2,111	230	2,146	263	2,174	300	2,215	247	2,201	271	2,095	202	2,232	346					2,069	156
81	2,130	202	2,142	242	2,087	214	2,147	258	2,185	313	2,189	238	2,197	268	2,090	198	2,204	322					2,047	143
82	2,120	191	2,123	223	2,086	208	2,155	265	2,184	312	2,194	244	2,198	265	2,060	179	2,153	266					2,040	130
83	2,136	202	2,146	238	2,066	191	2,182	288	2,225	334	2,206	252	2,196	258	2,107	211	2,180	288					2,083	157
84	2,167	229	2,179	274	2,134	233	2,210	312	2,221	340	2,228	277	2,260	319	2,132	235	2,238	336					2,111	181
85	2,159	229	2,171	268	2,136	234	2,206	323	2,206	337	2,220	266	2,252	318	2,084	202	2,254	368					2,095	178
86	2,138	212	2,142	240	2,081	184	2,198	307	2,201	330	2,220	263	2,213	278	2,082	198	2,186	307					2,066	154
87	2,156	223	2,164	254	2,080	198	2,218	325	2,227	344	2,232	266	2,236	293	2,111	217	2,213	317					2,077	158
88	2,182	252	2,201	294	2,177	287	2,238	342	2,248	368	2,261	300	2,279	340	2,116	232	2,297	392					2,094	194
89	2,155	253	2,179	297	2,192	319	2,215	342	2,210	359	2,250	308	2,255	337	2,063	216	2,304	415					2,066	190
90	2,124	220	2,157	277	2,116	328	2,206	329	2,195	350	2,230	266	2,246	312	2,026	203	2,250	382					2,050	185
91	2,080	204	2,111	255	2,169	294	2,176	314	2,160	324	2,168	242	2,220	300	1,984	184	2,190	347					2,012	173
92	2,017	161	2,032	191	2,105	236	2,093	241	2,069	239	2,106	198	2,124	216	1,903	129	2,107	268					1,931	123
93	2,000	147	2,004	168	2,021	186	2,024	198	2,001	201	2,079	179	2,057	159	1,936	151	2,014	196					1,937	120
94	1,996	150	2,013	182	1,979	172	2,024	201	1,995	199	2,039	169	2,089	188	1,961	179	2,031	205					1,964	133
95	1,997	162	2,024	200	2,024	206	2,056	241	2,011	219	2,070	185	2,108	240	1,956	184	2,037	207					1,945	133
96	2,022	178	2,056	218	2,060	227	2,060	235	1,985	213	2,118	210	2,152	264	1,963	179	2,071	249					1,987	158
97	2,025	198	2,062	243	2,063	242	2,065	261	2,023	248	2,087	211	2,162	290	1,971	212	2,111	287					1,963	166
98	1,956	149	1,985	187	1,973	187	2,000	199	1,951	178	2,028	162	2,051	241	1,921	163	2,022	222					1,924	140
99	1,966	168	1,984	194	1,948	170	2,008	209	1,963	191	2,030	181	2,012	209	1,933	177	2,029	234					1,959	150
2000	2,000	195	2,037	236	2,035	215	2,063	257	2,031	245	2,063	199	2,094	276	1,976	222	2,076	258					2,003	193
01	1,974	170	1,974	190	1,999	192	1,995	195	1,962	189	2,021	161	2,030	224	1,890	160	2,033	240					1,956	150
02	1,995	189	2,026	231	2,031	224	2,017	232	1,966	199	2,070	197	2,061	241	1,963	213	2,083	293					1,965	167
03	2,010	213	2,051	256	2,091	266	2,057	257	2,000	228	2,061	200	2,097	283	1,984	237	2,116	310					1,990	197
04	2,030	222	2,086	272	2,120	288	2,040	245	1,959	220	2,107	232	2,171	312	2,012	249	2,125	312					1,990	189

(注) 1. 89年までは事業所規模30人以上、90年以降は5人以上。

2. 資料出所：厚生労働省「毎勤統計」「賃金構造基本統計調査」より金属労働協で作成。

図表42 J C集計対象A組合における労働時間の推移

項目	時短5カ年計画 (89～93年度)		97年度 調査	98年度 調査	99年度 調査	2000年度 調査	2001年度 調査	2002年度 調査	2003年度 調査	2004年度 調査	2005年度 調査	時短 5カ年 計画目安
	策定時	終了時										
年間所定 労働時間	1,975 h	1,924 h	1,908 h	1,908 h	1,907 h	1,905 h	1,901h	1,901h	1,903h	1,898 h	1,904 h	1,896 h
年間所定 労働日	250日	245日	243日	243日	243日	243日	243日	243日	243日	242日	243日	240日
1日の所定 労働時間	7.9 h	7.85 h	7.86 h	7.85 h	7.85 h	7.85 h	7.82h	7.83h	7.75h	7.83 h	7.84 h	
年間所定内 実労働時間	1,894 h	1,800 h	1,781 h	1,785 h	1,784 h	1,787 h	1,778h	1,785h	1,784h	1,784 h	1,780 h	1,699 h
年間所定外 実労働時間	232 h	173 h	224 h	232 h	179 h	176 h	202h	186h	196h	235 h	267 h	120 h
年間総実 労働時間	2,126 h	1,971 h	2,004 h	2,018 h	1,957 h	1,962 h	1,980h	1,971h	1,981h	2,021 h	2,047 h	1,819 h
年休新規 付与日数	18.1日	19.6日	20.3日	20.7日	20.9日	20.5日	20.7日	20.5日	20.7日	20.4日	20.7日	25.0日
年休取得 日数	10.3日	14.3日	14.5日	14.7日	14.7日	14.1日	14.1日	13.8日	13.6日	13.8日	14.2日	25.0日

(注) 1. 資料出所：金属労協作成

2. 集計対象組合は、それぞれの時点の集計対象組合である。

#### (4) 時短促進法、労働安全衛生法等の改正

2005年10月に、労働安全衛生法、労災保険法、労働保険徴収法、時短促進法が一括で改正され、2006年4月に施行されることとなった。今回の改正では、月100時間を超える時間外労働を行った者に対する医師の面接指導が義務化されるなど、労働時間に着目した過重労働・メンタルヘルス対策が労働安全衛生法に組み込まれた。また、複数就労者の事業場間移動が通勤災害の対象とされたほか、製造業における元方事業者に対して作業間の連絡調整の措置が義務づけられた。2005年度末までの時限立法である時短促進法は、労働者の健康で充実した生活の実現を目的とした「労働時間等設定改善法」へと恒久法に改正された。

過労死等に当たる脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況をみると、2001年に認定基準が改正されて以降、2002年度は317件、2003年度314件、2004年度は294件となっている。2004年度の製造業は64件であり、2003年の50件から増加している。また、職種別件数は、運輸・通信従事が74件、専門技術職が53件、管理職が53件、技能職が42件等となっている。(図表43)

図表43 産業別・職種別の脳・心臓疾患の業種別請求及び認定件数

	2003年度		2004年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
<b>産業別</b>				
農業・林業・漁業・鉱業	14	5	12	3
製造業	123	50	179	64
建設業	99	32	105	29
運輸業	144	82	160	71
卸売・小売業	136	62	129	48
金融・保険業	13	6	6	3
教育、学習支援業	10	5	12	5
医療、福祉	22	8	21	3
情報通信業	21	8	14	10
飲食店、宿泊業	30	11	37	13
上記以外の事業	130	45	141	45
合計	742	314	816	294
<b>職種別</b>				
専門技術職	99	40	123	53
管理職	111	63	128	53
事務職	75	32	47	20
販売職	86	29	100	26
サービス	66	29	71	17
運輸・通信従事	146	80	153	74
技能職	124	34	152	42
その他	35	7	42	9
合計	742	314	816	294

- (注)1. 資料出所：厚生労働省「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」  
 2. 業種は、おおむね「日本標準産業分類」により分類。  
 3. 「上記以外の事業」に分類されているのは、不動産業、サービス業など。  
 4. 職種は、おおむね「日本標準職業分類」により分類。  
 5. 専門技術職に分類されているのは、システムエンジニア、専門技術者などであり、技能職に分類されているのは、製造工、専門工事職など。

### 3. その他の労働条件の動向

#### (1) 60歳以降の就労確保

2006年4月、65歳までの安定的な雇用確保のため、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置が義務づけられる改正高年齢者雇用安定法が施行される。労使協定によって、継続雇用制度の対象となる労働者に関わる基準を定めることができることとされているが、法の趣旨を踏まえながら、60歳以降就労確保の3原則に基づいた制度を早期に導入していくことが必要となる。(図表44)

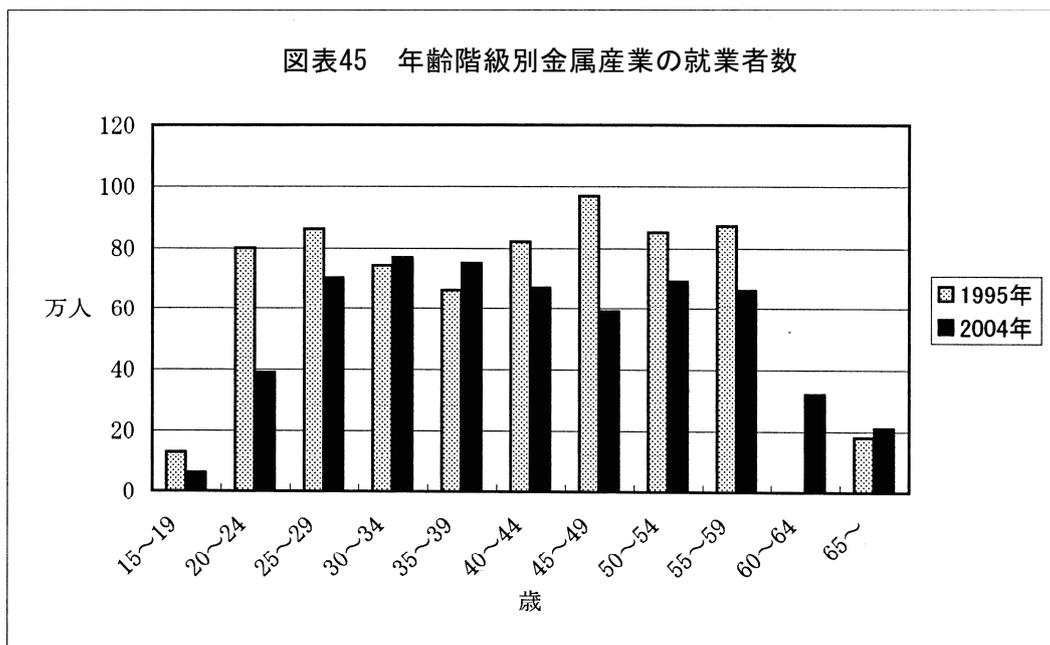
図表44 改正高年齢者雇用安定法のポイント

1. 65歳までの安定した雇用を確保するため、下記のいずれかの措置を企業に義務付ける。
  - ① 定年年齢の引き上げ
  - ② 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望する時は、定年後も引き続いて雇用する制度）の導入
  - ③ 定年の定め廃止
2. ただし、労使協定により、②の対象となる高年齢者にかかわる基準を定め、対象者を限定することができる。
3. 施行は2006年4月からとする。
4. 対象年齢については、段階的に引き上げる。
 

2006年4月～2007年3月	62歳
2007年4月～2010年3月	63歳
2010年4月～2013年3月	64歳
2013年4月～	65歳
5. 労使協定のための努力をしたにもかかわらず協定締結ができない場合は、雇用継続制度の対象となる労働者の基準を就業規則等に定め、対象者を限定することができる。（労働者数300人以上：2009年3月31日まで、300人未満は2011年3月31日まで）。

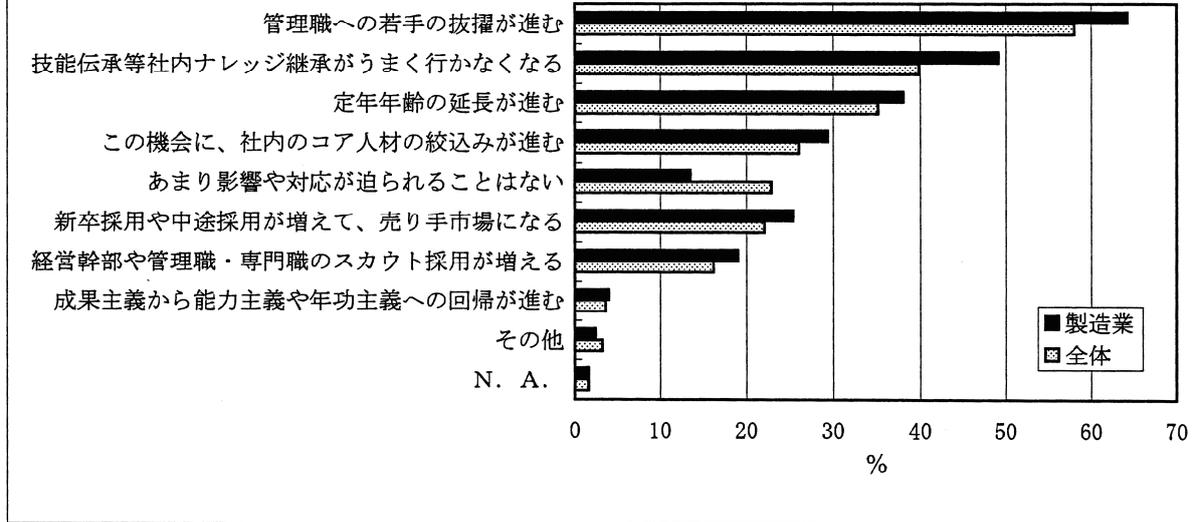
60歳以降の就業者の理由では、「自分と家族の生活を維持するため」とする人が、60～64歳男性で67.4%を占めており、経済上の必要性から仕事が求められている。

また、2004年の金属産業の就業者数のうち、55～59歳の就業者が11.4%を占める一方、25歳未満は7.7%に留まっている。団塊世代のリタイアの影響として、技能伝承等がうまく行かなくなることを挙げる企業は、製造業で5割近くを占めており、こうした観点からも、60歳以降の就労確保が必要となっている。（図表45、46）



(注) 1. 資料出所「労働力調査」  
 2. 1995年は、55～64歳のデータのみのため、そのデータを55～59歳に表示。

図表46 団塊の世代のリタイアが与える影響



(注)1. 資料出所：社会経済生産性本部「第8回日本の人事制度の変容に関する調査結果」  
 2. 2004年11～12月調査。上場企業人事労務担当者に対するアンケート方式。

金属労協では、60歳以降就労確保の3原則として、①働くことを希望するものは、誰でも働けること、②年金満額支給開始年齢と接続すること、③60歳以降就労するものについては、引き続き組織化を図ること、を掲げて取り組みを進めている。その結果、現在、金属労協傘下約3,500組合のうち、1,832組合で制度導入が図られている。

(2) 労働災害の動向

2004年の重大災害発生状況は、全産業で274件となり、2003年の249件から25件増加している。このうち製造業では、2003年38件から2004年64件へと26件の増加となり、製造業の増加が際立って多くなっている。(図表47)

図表47 2004年における重大災害発生状況

(件・人)

	2003年(1月～12月)			2004年(1月～12月)			増減数		
	件数	死傷者数	死亡者数	件数	死傷者数	死亡者数	件数	死傷者数	死亡者数
全産業	249	1,720	90	274	1,431	97	25	△ 289	7
製造業	38	227	15	64	374	13	26	147	△ 2

(注)1. 資料出所：厚生労働省「2004年における死亡災害・重大災害発生状況の概要」  
 2. 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故について作成。  
 3. 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上。

### (3) 退職金・企業年金の動向

2001年3月期から退職給付会計が導入され、2001年10月に確定拠出年金法、2002年4月に確定給付企業年金法がそれぞれ施行されるなど、退職金・企業年金をとりまく環境が変化し、各企業で制度の見直しが進められてきた。企業年金基金連合会の調査によれば、2005年10月1日現在、確定給付企業年金は1,319件(加入者数314万人・3月末)あるが、そのうち厚生年金基金から代行返上しての移行は、731件となった。また、企業型の確定拠出年金は1,483件(2005年8月末)となり、加入者数は155.6万人(2005年7月末)となっている。なお、確定給付型企業年金のうち、キャッシュバランス・プランは約470件(2005年6月)が導入している。また、適格退職年金は42,761件(2005年3月末)となっている。

### (4) 次世代育成支援対策推進法への対応

「次世代育成支援対策推進法」では、各企業に対して、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立ち、仕事と家庭の両立支援のための制度整備のみならず、超過労働の削減など働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を求めている。2005年4月以降、301人以上を雇用する事業主に対しては、「行動計画」の提出を義務づけており、300人以下の企業についても、同様の努力義務がある。2005年9月末現在の「行動計画策定届」の届出状況は、301人以上企業では、84.4%、10,507社、300人以下企業では1,146社となっている。

### (5) 雇用形態多様化への対応

総務省「2004年事業所・企業統計調査」によって、産業省分類ごとの派遣・下請け従業者数をみると、電子計算機・同付属装置製造業が19.5%、通信機械器具・同関連機器製造業が19.4%、事務用・サービス用・民生用機器製造業が18.8%など、上位20産業のうち半数以上を金属産業が占めている。

厚生労働省「派遣労働者実態調査結果」によって、派遣労働者が就業している事業所において1年前と比べた派遣労働者数の変化をみると、「増加した」事業所割合は47.8%となり、派遣労働者が大きく増加している。産業ごとでは、製造業が53.2%となり、増加した事業所の比率が最も高く、なかでも、機械関連製造業は62.9%となった。(図表48)

製造業において請負労働者がいる事業所の割合は、30.7%となっている。事業所規模別にみると500人以上79.2%、100~499人53.0%、30~99人21.9%と規模が大きいほど請負労働者がいる事業所の割合が高い。製造業を中分類で分けると、機械関連製造業で38.6%となっており、これを事業所規模別にみると、500人以上82.0%、100~499人58.5%、30~99人27.4%となっている。(図表49)

図表48 派遣労働者数の変化

(単位、%)

	派遣労働者が就業している事業所計		1年前と比べた派遣労働者数の変化			
			増加した	変化なし	減少した	不明
産業計	[31.5]	100.0	47.8	35.6	16.5	0.1
製造業	[38.5]	100.0	53.2	36.6	10.1	0.0
消費関連製造業	[31.6]	100.0	47.0	44.8	8.1	—
素材関連製造業	[44.7]	100.0	48.5	39.1	12.3	0.1
機械関連製造業	[39.3]	100.0	62.9	27.8	9.3	—

(注)：1. 資料出所：厚生労働省「派遣労働者実態調査結果」

2. [ ]は事業所総数に対する派遣労働者が就業している事業所の割合

図表49 製造業における請負労働の状況

(単位・%)

	事業所計	請負労働者がいる事業所				請負労働者がいない事業所
		物の製造を行う請負業者の有無				
		いる	いない	不明		
製造業	100.0	30.7	23.2	7.5	0.0	69.3
500人以上	100.0	79.2	59.9	19.2	—	20.8
100～499人	100.0	53.0	42.4	10.5	0.1	47.0
30～99人	100.0	21.9	15.7	6.1	0.0	78.1
消費関連製造業	100.0	20.4	14.5	5.9	0.0	79.6
500人以上	100.0	58.9	43.9	15.1	—	41.1
100～499人	100.0	41.2	30.3	10.3	0.2	58.8
30～99人	100.0	14.2	9.7	4.5	—	85.8
素材関連製造業	100.0	32.7	23.9	8.7	0.1	67.3
500人以上	100.0	81.6	62.6	19.0	—	18.4
100～499人	100.0	57.8	44.4	13.4	—	42.2
30～99人	100.0	24.4	17.2	7.1	0.1	75.6
機械関連製造業	100.0	38.6	30.7	7.9	—	61.4
500人以上	100.0	82.0	61.9	20.1	—	18.0
100～499人	100.0	58.5	50.2	8.3	—	41.5
30～99人	100.0	27.4	20.7	6.8	—	72.6

(注)：1. 資料出所：厚生労働省「派遣労働者実態調査結果」

請負労働者がいる事業所のうち、物の製造を行う請負労働者がいる事業所の割合は23.2%となっている。これを事業所規模別にみると500人以上59.9%、100～499人42.4%、30～99人15.7%と規模が大きいほど物の製造を行う請負労働者がいる事業所の割合が高い。製造業を中分類で分けると機械関連製造業が30.7%と最も高くなっている。

派遣労働者の賃金は、現在の派遣就業中の賃金（時間給換算額、以下同じ。）をみると、「1,000円未満」19.2%、「1,000円～1,500円未満」52.9%、「1,500円～2,000円未満」21.2%、「2,000円以上」3.4%となっている。主な派遣業務別に平均賃金をみると、「ソフトウェア開発」が1,711円と最も高く、次いで「機械設計」1,605円などとなっている。一方、政令で定める26業務以外では、「一般事務」1,318円、「販売」1,097円、「物の製造」1,100円などとなっている。(図表50)

図表50 派遣業務別平均賃金額（時間給換算）

(円)

派遣労働者計	政令で定める26業務（複数回答）										
	ソフトウェア開発	機械設計	事務用機器操作	通訳、翻訳、速記	秘書	ファイリング	調査	財務処理	取引文書作成	建築物清掃	建築設備 運転、点検、整備
1,281	1,711	1,605	1,304	1,516	1,448	1,361	1,459	1,263	1,431	978	1,110
政令で定める26業務（複数回答）					政令で定める26業務以外の業務（複数回答）						
案内・受付、駐車場管理	研究開発	書籍等の制作・編集	OAインストラクション	テレマーケティングの営業	営業	販売	一般事務	介護	医療関連業務	物の製造	その他
1,243	1,497	1,533	1,493	1,347	1,456	1,097	1,318	983	1,033	1,100	1,167

(注)：1. 資料出所：厚生労働省「派遣労働者実態調査結果」  
2. 金額記入欄1つに対して業務は複数回答となっている。

2004年の製造業のパートタイム労働者の1時間あたりの賃金は、製造業男子が1,038円、女子が833円となっている。(図表51)

近年、有期雇用者の急速な増大や、アウトソーシングが急拡大している中で、実態としては労働者派遣である「偽装請負」など、さまざまな問題が指摘されている。また、派遣労働者については、労働者派遣法の改正によって、1年を超える期間、派遣労働者を受け入れる場合、労働組合に対する意見聴取が企業に義務づけられた。法の遵守はもとより、賃金、労働時間、安全衛生など、幅広い労働条件について、非正社員の公正な処遇条件の確立に向けた労働組合の関与を高めていくことが必要となる。

図表51 パートタイム労働者の産業、性別1時間あたり賃金及び対前年増減率（企業規模計）

産 業	男			女		
	1時間あたり賃金（円）		対前年 増減率(%)	1時間あたり賃金（円）		対前年 増減率(%)
	2003年	2004年		2003年	2004年	
製 造 業	1,043	1,038	△ 0.5	830	833	0.4
卸 売 ・ 小 売 業	902	956	6.0	860	875	1.7
飲 食 店 ， 宿 泊 業	903	883	△ 2.2	860	867	0.8
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,040	1,055	1.4	949	952	0.3

(注) 1. 資料出所：厚生労働省「2004年賃金構造基本統計調査」  
2. 2003年の数値は、日本標準産業分類（2002年3月改訂）に基づき再集計したものであり、改訂前の日本標準産業分類に基づき集計した2002年3月発表のものとは異なる。

## (6) 男女雇用機会均等法見直しの動向

2004年昨年9月以降、労働政策審議会雇用均等分科会において、男女雇用機会均等法の見直しを視野に入れた論議が進められ、2005年7月には、審議状況について中間的な取りまとめが行われた。この中では、①男女双方に対する差別の禁止、②妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、③間接差別の禁止、④差別禁止の内容等、⑤ポジティブ・アクションの効果的推進方策、⑥セクシャルハラスメント対策、⑦男女雇用機会均等の実効性の確保、⑧女性保護、母性保護、について審議状況を取りまとめ、広く意見募集を行った。9月には審議が再開され、年内の建議が見込まれている。